

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定により，平成19年6月29日付け大規模小売店舗の新設の届出について，法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので，法第8条第3項の規定に基づき，次のとおり意見の概要を公告するとともに，その意見を縦覧に供します。

平成19年11月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ京都南インター店
京都市南区上鳥羽石橋町20-1ほか

2 意見の概要

- （1）約2,000坪以上の店舗出店は更なる交通渋滞を引き起こす。
- （2）店舗面積の70パーセント削減
- （3）国道1号側の車両出入口を禁止
- （4）屋外看板の高さ，色調，大きさ等が条例違反ではないか。

3 縦覧場所，期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

（2）期間及び時間

平成19年11月28日（水）から平成19年12月28日（金）まで（日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
午前9時から正午まで，午後1時から午後5時まで

なお，上記2の意見の概要は，法第4条第2項の規定により，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく，提出された意見の概要をまとめたものです。

（産業観光局商工部商業振興課）